

農林水産加工施設

1 申請書	申請手数料 0.1ha 未満 13,000 円 0.1ha 以上 0.3ha 未満 30,000 円 0.3ha 以上 0.6ha 未満 65,000 円 法第 29 条 法第 43 条 6,900 円 18,000 円 39,000 円
2 委任状	代理人が申請の手続きを行う場合に添付してください。
3 申立書	※申請地に建築する理由（取り扱う生産物と当該施設との関連を明記してください） ・事業計画を添付してください。
4 位置図	1／20,000 程度の都市計画図（とっとり市地図情報サービス等） ※申請地の区域を赤色で表示してください。
5 区域図	1／2,500 程度の都市計画図（とっとり市地図情報サービス等） ※申請地の区域を赤色で表示してください。
6 現況図	1／500 以上の地図（住宅地図等） 申請地の区域を赤色で表示してください。
7 公図の写し	原本を添付 ※申請地の区域を赤色で表示してください。
8 敷地面積求積図	地積測量図又は実測図等 ※原則、立会調書を添付してください。
9 土地登記簿謄本	申請土地に係るもの
10 住民票謄本	法人の場合は登記事項証明書
11 売買契約書等の写し	・契約が未了であれば、地権者の同意書でも可 ※地権者の同意書の場合は印鑑証明書を添付してください。 ・借地の場合は借地契約書の写し
12 取扱う生産物の産出地を明らかにした書類	・取扱う生産物の産出地を明らかにした書類を添付してください。 市街化調整区域以外で産出される農林水産物も使用する場合は、市街化調整区域のものが過半であることが必要です。
13 農林水産物提供に関する同意書	使用材料が申請者の所有物でない場合に添付してください
14 排水等同意書	必要に応じて、土地改良区、水利組合長、実行組合長、地権者、鳥取県、鳥取市水道局、鳥取市（道路課、都市環境課、下水道管理課）等が管理している水路等に流入する場合は協議してください。 協議相手方の署名又は押印をもらってください。

次項に続きます。次項もご確認ください。

15 他法令の許可書等	農地法（申請書の写し）、道路法、国有財産法等
16 現況写真	敷地境界線を赤線で記入してください。 撮影方向を番号や矢印などで図示してください。
17 予定建築物配置図	1/500 以上 以下を明示してください。 ・方位、道路（道路名：法 42 条○項○号・幅員） ・水路、敷地境界線、道路境界線、道路後退線 ・規模（各階の延床面積、敷地面積、セットバック後の敷地面積）用途、構造 ・下水・雨水の排水計画、上水の配管図 ※公共桧及び雨水桧の位置（新設・既設別）、雨水の放流先を明示してください。 ・雨水桧の構造図（泥溜め 150 mm以上を示す図面） ・敷地断面図（縦横断面図） ・構造物の配置図及び詳細図
18 予定建築物図面	平面図（建築・延床面積を明示） 立面図 建物求積図
19 建築に係る協議済証	開発行為及び建築について地域住民の方（町内会長、実行組合長等）と調整してください。
20 その他	個人情報目的外利用の承諾について（承諾書） 既設擁壁の構造、断面（根入れの記入）、写真 必要に応じて、計算書又は安全性を確認する書面 その他市長が認める必要な書類

注意）この他にも申請の内容により必要となる書類、記載すべき事項がある場合があります。

- 提出部数 2部（1部は原本で1部は写しで可。ただし、写真、図面等複写により見えにくいものは、原本と同一のもの）
- 申請書余白に申請に係る連絡先（氏名、電話番号）を記入
（配置図作成要領）
 - 1 図面は A3 サイズとすること。（図面は A4 に折り込みすること）
 - 2 申請敷地は赤色で表示すること。
 - 3 排水系統は青色で表示すること。